

奥州市保育所等利用調整基準

(令和8年1月入所分～適用)

保育所等の利用については、世帯の状況等に応じて次のとおり点数化し、合計点の高い順に保育所等を利用できるよう調整します。

《基本点数》 + 《加点基準》 - 《減点基準》 ※同点の場合は 《同点優先基準》 により順位を決定します

《基本点数》 保護者のうち、いずれか低い者の点数を採用する

保育を必要とする事由		保護者の状況等		点数
1	就労	居宅内就労 居宅外就労 自営業等 農業従事 内職など	月 140 時間 以上 の就労を常態とする	9
			月 120 時間 以上 140 時間未満 の就労を常態とする	8
			月 100 時間 以上 120 時間未満 の就労を常態とする	7
			月 80 時間 以上 100 時間未満 の就労を常態とする	6
			月 48 時間 以上 80 時間未満 の就労を常態とする	5
2	妊娠・出産	出産（予定日）前8週（多胎の場合は14週）から出産後8週の間にある		9
3	疾病・障がい	疾病	入院中 である	10
			1 月 以上 常時臥(が)床の状態にある	9
			3 月 以上 通院加療を要する	8
			1 月 以上 3 月未満 通院加療を要する	6
			上記以外で 通院加療を要する	3
		障がい	身体障害者手帳 1 級、2 級 を所持している	10
			精神障害者保健福祉手帳 1 級 を所持している	
			療育手帳 A を所持している	
			身体障害者手帳 3 級 を所持している	7
			精神障害者保健福祉手帳 2 級 を所持している	
			療育手帳 B を所持している	
			身体障害者手帳 4 級、5 級、6 級 を所持している	3
			精神障害者保健福祉手帳 3 級 を所持している	
4	介護・看護	入院付き添い	1 月以上入院している親族の付き添いに常時あっている	9
			1 月以上の居宅介護（看護）を要する同居親族の介護（看護）に常時あっている（※1）	6
		居宅介護（看護）	（※1）の被介護（看護）者が、障害者手帳等を所持している場合	9
			（※1）の被介護（看護）者が、要介護度3以上の認定を受けている場合	
5	災害復旧	地震、火災、風水害等による被害の復旧にあっている		10
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている（起業準備を含む）		3
7	就学	大学、専門学校、職業訓練校などへ通学している（就学時間の区分による点数の別は「就労」に準ずる）		5～9
8	虐待・DV等	虐待やDVなどのおそれがある		10
9	育児休業	育児休業取得中に、すでに保育所等で保育を受けているきょうだいがいて、転園を希望する（※2）		3
		（※2）の転園が、地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等からの卒園に伴うものの場合		9
10	その他	1～9のほか、それらに類するものとして市長が認める事由に該当する		3～10

《加点基準》 1～12は、転園（地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等からの卒園に伴うものを除く）の場合は適用しない

世帯の状況等		点数
1	（準）母子家庭、（準）父子家庭又は父母のない児童が属する世帯	6
2	生活保護法による被保護世帯（保育所等への入所により、自立が見込まれる場合に限る）	6
3	世帯の生計中心者である保護者が失業し、保育所等への入所が早期就労のために必要と認められる場合（自発的失業は除く）	6
4	当該児童が虐待やDVなどを受けるおそれがあり、保育所等への入所による社会的養護が必要な場合	10
5	当該児童が障がいを有している場合	6
6	保護者のいずれか（または両方）が育児休業（または産前・産後休業）を取得しており、復職に伴い申し込みをする場合	3
7	きょうだいが在籍している保育所等に申し込みをする場合、または、同時に同じ保育所等に申し込みをする場合	9
8	当該児童が里親に委託されている場合	6
9	保護者のいずれか（または両方）が奥州市内の認可保育所等に勤務し、保育士等としての勤務実態がある場合	9
10	保護者のいずれか（または両方）が奥州市外の認可保育所等に勤務し、保育士等としての勤務実態がある場合	6
11	当該児童がいずれの認可保育所等にも在籍していない場合	9
12	地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等で保育を受けており、その卒園に伴い申し込みをする場合	6
13	1～12のほか、優先保育を行う必要があると市長が認める場合	3～10

《減点基準》

世帯の状況等		点数
1	65歳未満の祖父母と同居しており、当該祖父母の保育を必要とする事由が確認できない場合	－3
2	保育料又は副食費について、市に対する6カ月分以上の滞納があり、誠意ある対応が認められない場合	－6

《同点優先基準》

世帯の状況等		順位
当該児童がいずれの認可保育所等にも在籍していない		1
地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等で保育を受けており、その卒園に伴う申し込み		2
基本点数が高い		3
きょうだいが在籍している保育所等への申し込み、または、同じ保育所等への同時申し込み		4
保育を必要とする事由による順位（虐待・DV等 > 災害復旧 > 疾病・障がい > 就労 > 介護・看護 > 妊娠・出産 > 就学 > 育児休業 > 求職活動）		5
同居する小学生以下の児童の人数が多い		6
同居する18歳未満の子どもの人数が多い		7
65歳未満の祖父母と同居していない		8
継続している保留期間が長い		9
当該保育所等が所在する地域に住所がある（「水沢地域」、「江刺地域」、「前沢地域」、「胆沢地域」、「衣川地域」の別）		10
保護者の市民税所得割額の合算額が低い（参照する課税年度等は保育料と同様の取り扱い）		11